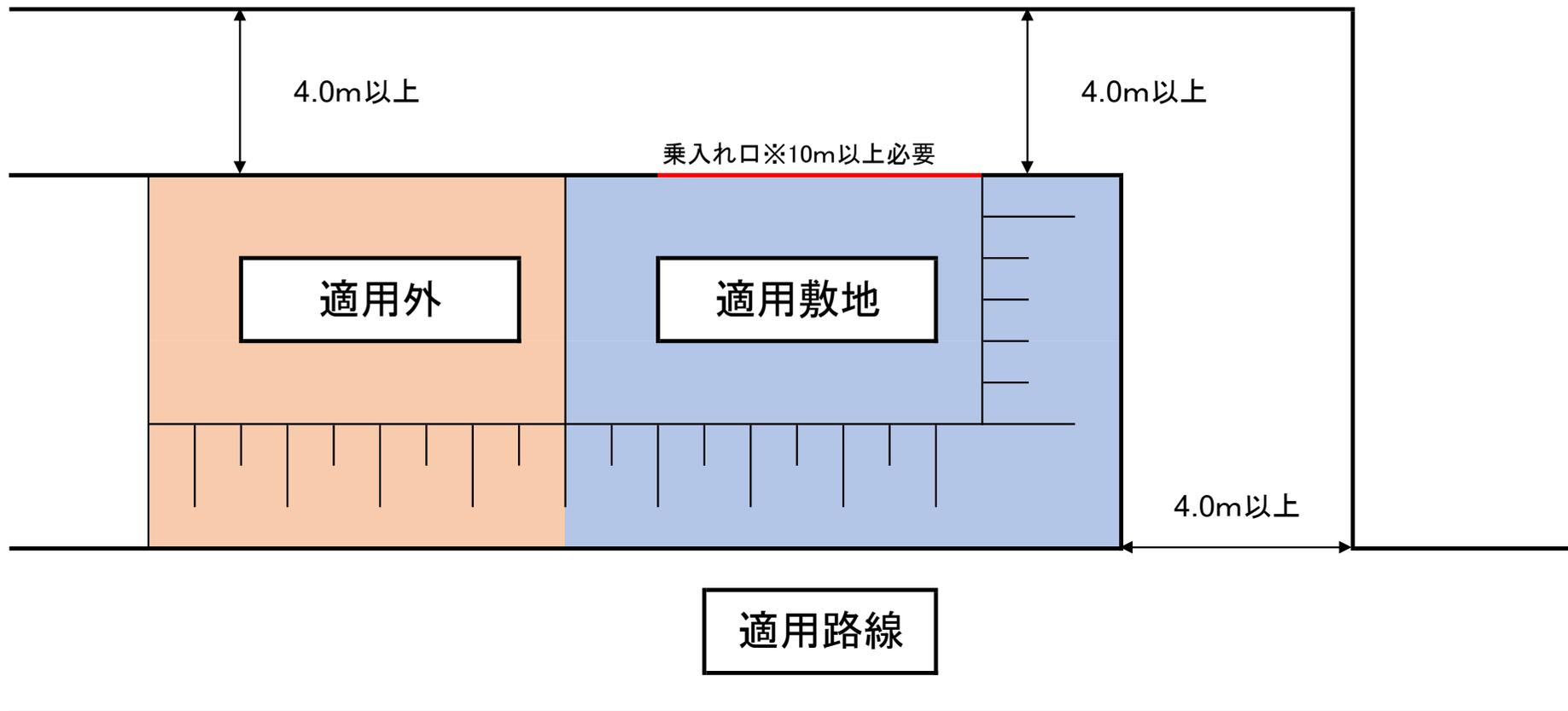
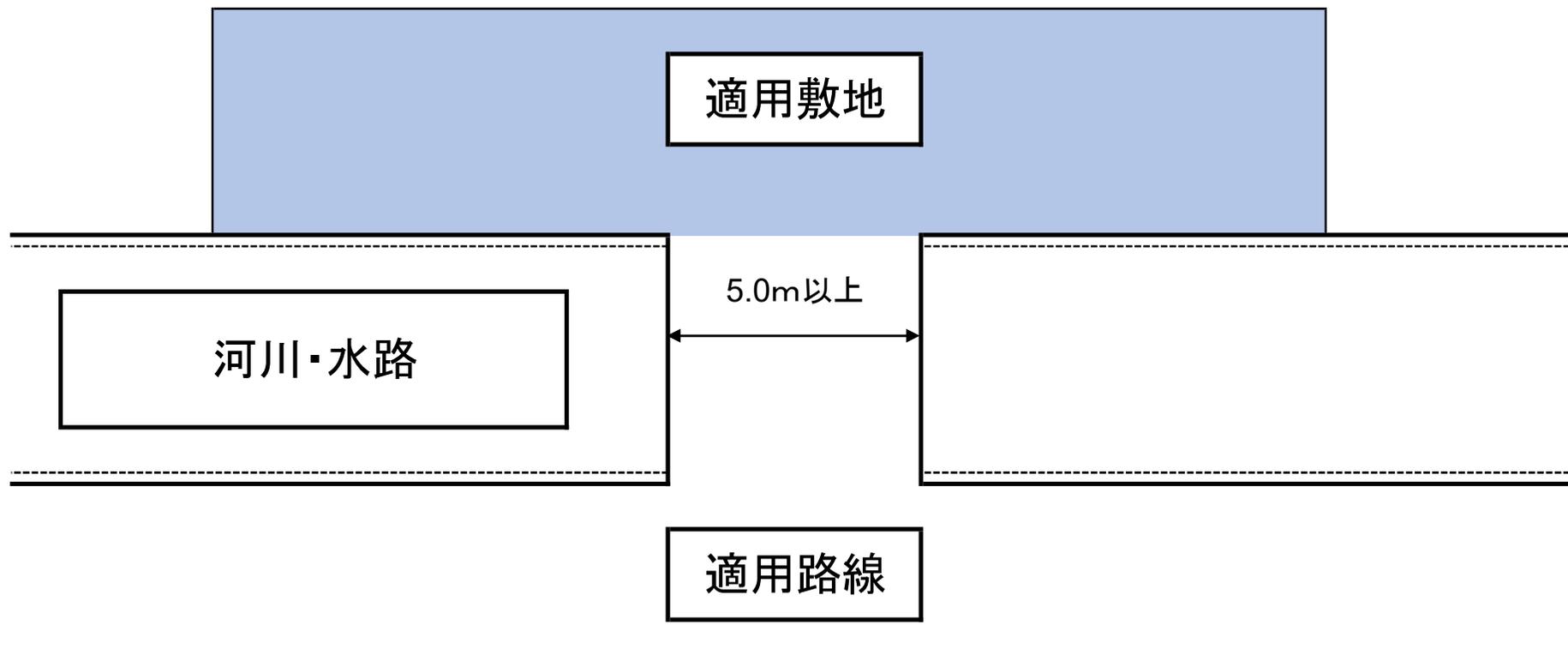


例1 適用路線から直接乗り入れできない場合の例外規定



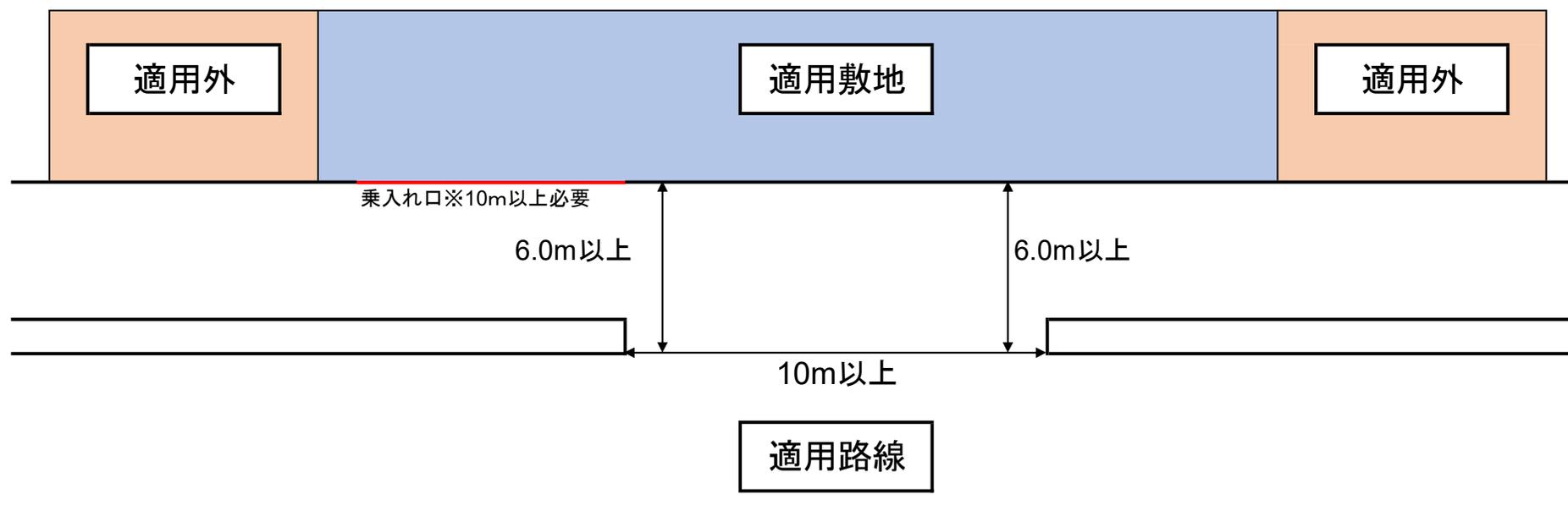
- ・適用敷地と適用路線とを接続する道路は建築基準法第42条第1項第一号道路であること。
- ・適用路線と乗入れ口を設ける道路の交差点部に接する敷地のみを対象とする。

例2 河川等の占用により接道する場合の例外規定



※適用路線と接続するための橋梁部は、河川等占用許可を受けたもの若しくは建築基準法第42条第1項第一号道路であること。

例3 適用路線との間に道路空間のみが存在する場合の例外規定



- ・適用敷地と適用路線とを接続する道路空間は、建築基準法第42条第1項第一号道路であること。
- ・適用敷地に該当するかの判断は、適用路線と敷地の間に(10m以上)×(6.0m以上)の空間が確保されているかで判断する。